

廃路敷地の処分要綱

廃路敷地の処分については、蒲郡市財産の交換譲与無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第5号）及び蒲郡市公有財産管理規則（昭和39年規則第12号）の定めるところによりその処分要領は次のとおりとする。

（処分する物件）

第1条 用途廃止による普通財産引継書により、財務課の普通財産となったもののうち道路、河川または水路の敷地であったもの。

（有償譲渡）

第2条 処分する物件は有償で譲渡するものとする。

- 2 譲渡価格の算出は第3条の譲渡価格評定基準によるものとする。ただし、これにより難しいときは売買実例等を参考として算定した価格とする。
- 3 処分しようとする物件が代替の道路、河川及び水路の寄附提供による場合は、寄附物件相当額を控除した額とする。

（譲渡価格評定基準）

第3条 処分する物件の価格は次の基準により評定する。

- 1 市街化区域、調整区域内宅地及び宅地比準地
$$\text{譲渡価格} = \text{固定資産税評価額} \div \text{地域区分率} \times 0.5 \times \text{地積}$$
- 2 調整区域内農地、山林及び原野
$$\text{譲渡価格} = \text{固定資産税評価額} \times \text{相続税} \cdot \text{贈与税の土地評価倍率} \div \text{地域区分率} \times 0.5 \times \text{地積}$$

※ 地域区分率

- ① 市街化区域、調整区域内宅地及び宅地比準地・・・0.7
- ② 調整区域内農地、山林及び原野・・・・・・・・・・0.2